現行	改正後(案)	備考
(市民参加及び市民との連携)	(市民参加及び市民との連携)	
第6条(略)	第6条(略)	
2 (略)	2 (略)	
3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。	3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。	
以下「法」という。)第100条の2に規定する専門	以下「法」という。)第100条の2に規定する専門	
的知見を活用し、並びに常任委員会、議会運営委員会	的知見を活用し、並びに常任委員会、議会運営委員会	
及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあって	及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあって	
は法第109条、第109条の2及び第110条に規	は法第109条及び第115条の2に規定する参考	改正
定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して,	人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門	
市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映	的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう	
させるよう努めるものとする。	努めるものとする。	
4 (略)	4 (略)	
5 (略)	5 (略)	
(政策討論会)	(政策討論会)	
第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題	
に対して, 議会としての共通認識の醸成を図り, 合意	に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意	
形成を得るため、政策討論会を <u>開催する。</u>	形成を得るため、政策討論会を開催することができ	改正
	<u>3.</u>	

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 (略)

- 2 (略)
- 3 市民は、小松島市議会政務活動費の交付に関する 条例第7条に定める収支報告書を、小松島市議会情報 条例第7条に定める収支報告書及び領収書等の写し 公開条例第8条に定める開示請求手続を経ることな く、小松島市議会政務活動費の交付に関する条例第9 条の規定により、議長に対し閲覧を請求できるものと する。

4 (略)

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 (略)

- 2 (略)
- 3 市民は、小松島市議会政務活動費の交付に関する を、小松島市議会情報公開条例第8条に定める開示請 求手続を経ることなく, 小松島市議会政務活動費の交 付に関する条例第9条の規定により、議長に対し閲覧 を請求できるものとする。

4 (略)

追加